

広島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年七月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
東広島市高屋町杵原二九四番一地从先から 東広島市高屋町杵原二九三番一地从先まで	九・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	トリプルウェイ解除 不用物件延長 七五・二〇〇メートル 一般国道四八六号と重複
	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	二七八・〇〇〇	
東広島市高屋町杵原二九二七番一地从先から 東広島市高屋町杵原二九三七番一地从先まで	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	二七八・〇〇〇	
	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	二七八・〇〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
	九・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	
	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	二七八・〇〇〇	
	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	二七八・〇〇〇	
	二六・五〇〇 一八〇・八〇〇	二七八・〇〇〇	

<p>東広島市高屋町杵原二二三番一地从先から 東広島市高屋町杵原二九四〇番四地从先まで</p>	<p>東広島市高屋町杵原二二三番一地从先から 東広島市高屋町杵原二九四一番一地从先まで</p>
<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>〇 〽 二六・五〇 〇 一〇〇・〇 九・〇〇 〽  〽 八〇・八 〽 〇〇・〇 〽 〇〇・〇 〽</p>	<p>〇 〽 二六・五〇 〇 一〇〇・〇 九・〇〇 〽  〽 八〇・八 〽 〇〇・〇 〽 〇〇・〇 〽</p>
<p>一八七・〇〇 三八五・〇〇</p>	<p>二七八・〇〇 一八七・〇〇 三八五・〇〇</p>
<p>トリプルウェイ解除 不用物件延長 七五・二〇メートル 一般国道二七五号と重複</p>	